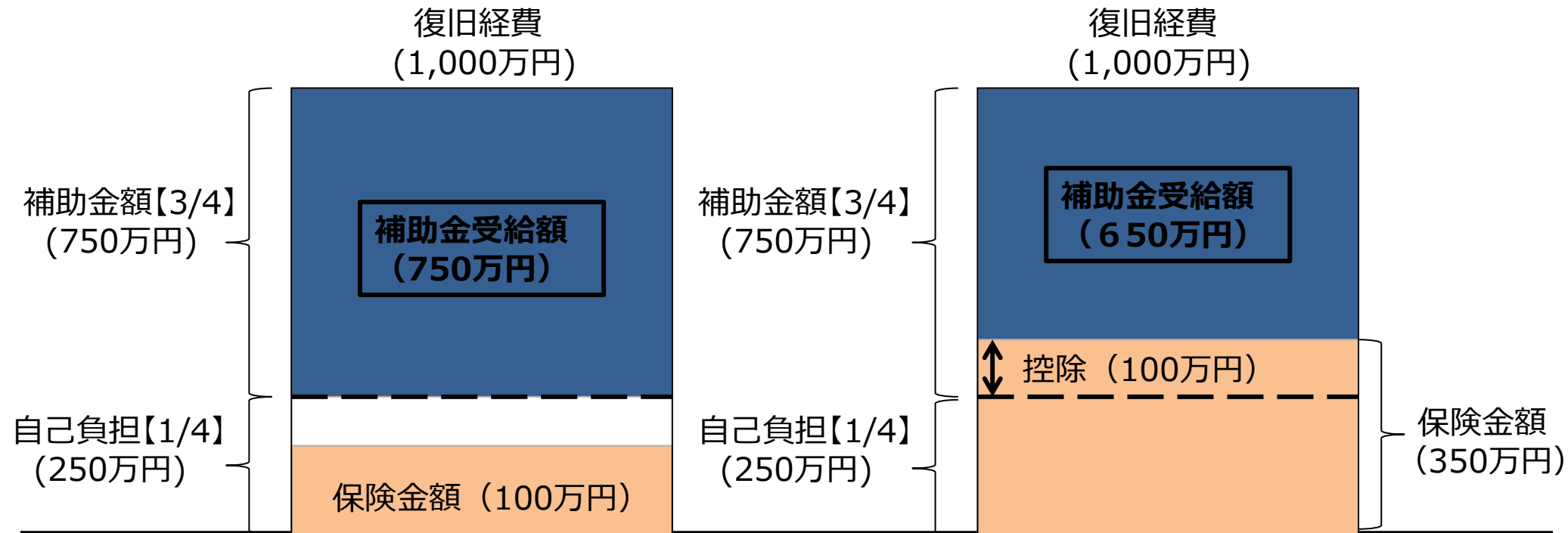


保険金等の収入がある場合におけるグループ補助金の受給額

受取保険金額が自己負担分（1/4）を超える場合の補助金受給額は、復旧経費に補助率（3/4）を乗じた額から、受取保険金額等のうち、当該超過分を控除する。

（１）自己負担分＞受取保険金額 の場合
（250万円） （100万円）
⇒ 補助金は全額受給可能。

（２）自己負担分＜受取保険金額 の場合
（250万円） （350万円）
⇒ 補助金受給額は、受取保険金額のうち、自己負担分（250万円）を超える部分（100万円）を控除した650万円。



※ 保険金のほか、補助対象施設・設備に関する収入（共済金、賠償金等）についても同様の扱い。
※ 東日本大震災グループ補助金においても同様の運用がなされている。

(参考) 事業所兼住宅の建物の場合

(1) 自己負担分※ > 受取保険金額※ の場合
(125万円) (50万円)

⇒ 補助金は全額受給可能。

※面積按分により、事業所部分として算定される金額

(2) 自己負担分※ < 受取保険金額※ の場合
(125万円) (175万円)

⇒ 補助金受給額は、受取保険金額のうち、自己負担分(125万円)を超える部分(50万円)を控除した325万円。

※面積按分により、事業所部分として算定される金額

